

新濃尾（二期）農地防災事業
小水力発電施設建設工事

現 場 説 明 事 項
(第5回変更)

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
 - ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
 - ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
 - ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。
- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) ~ 4)

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) ~ 2)

（変更なしにつき省略）

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第5回変更）に示すとおり

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和6年5月13日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第一課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和6年5月14日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. ～ 10.

(変更なしにつき省略)

11. 指定仮設工

(1) 工事用道路

(変更なしにつき省略)

(2) 土のう製作について

大型土のう等の製作に用いる土砂は、小牧寺西仮置場の仮置土を採取し製作することを考えている。

3期に新規で製作する大型土のう等の土砂は、頭首工低水護岸敷2の土砂を採取することを考えている。

大型土のう撤去後の残土搬出先については、頭首工低水護岸2、仮置きヤードへ搬出するものとする。

(3) 浮棧橋工について

(変更なしにつき省略)

12. 井戸分布調査について

(変更なしにつき省略)

13. 金属類受入地

金属類受け入れ地については、開閉所南側へ搬出することとし、具体的な場所について監督職員と協議することとする。

14. ～ 16. 建築工事について

(変更なしにつき省略)